



## 宿泊約款

### 第1条 (この約款の適用)

当ホテルが締結する宿泊及びこれに関連する契約は、この約款の定めるものとし、この約款に定めてない事項については、法令または慣習によるものといたします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特別別約に応ずることがございます。

### 第2条 (宿泊料の相殺)

当ホテルは、次の場合は、ご宿泊の引換をお断りする事がございます。

- (1)ご宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2)満室(員)のため客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊を希望する方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4)宿泊を希望する方が、明らかに伝染病者であると認められるとき。
- (5)ご宿泊に関して特別の負担を求められたとき。
- (6)天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊していただくことができないとき。

(7)山梨県条例(旅館業法の施行について)の規定する場合に該当するとき。

- ・明らかに精神病者と認められ、且つ適当な保護者のない者又は、泥酔者が宿泊される場合、喧嘩等他の宿泊者に危惧の念を抱かせ若しくは安眠を妨害する虞があると認められる者。
  - ・宿泊しようとする者の健康状態、若しくは携帯品等によって他の宿泊者に衛生上の危惧の念を抱かせる虞がある者。
- (8)宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)による暴力団員及び暴力団員(以下「暴力団・暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会勢力であるとき。
- ・宿泊しようとする者が、暴力団・暴力団員により事業活動を直接或は間接的に支配された法人、その他団体であるとき、又は、当該法人・団体の役員、従業員、構成員、その他の関係者であるとき。
  - ・宿泊しようとする者が法人又は団体で、その役員若しくは従業員又は構成員のうち、暴力団員に該当する者があるとき。

### 第3条 (氏名等の明告)

当ホテルは、ご宿泊のお申込み(以下宿泊予約のお申込みといいます)をお受けした場合には、期限を定めてお申込みに対して次の事項の明告をお願いすることがございます。

- (1)宿泊されるお客様の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2)その他ホテルが必要と認めた事項

### 第4条 (予約金)

当ホテルは、宿泊予約のお申込みをお受けした場合には、期限を定めて、ご宿泊期間(ご宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金のお支払いをお願いする場合がございます。

2 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは同條の予約取消し手数料に充当し、残額があれば返しをいたします。

### 第5条 (予約取消し)

当ホテルは、宿泊予約のお申込者が、宿泊予約の全部又は一部を取消したときは、別表の予約取消し手数料の規定により取消料を申し受けます。ただし、団体客(ペイングメンバー15名以上の場合、以下同じ。)の一部について宿泊予約の取消しがあった場合に、宿泊の日の10日前の日(この日以後にお申込みをお受けした場合に、その日)における宿泊予約人数の10%以内にあたる人数(備考が付した場合に限り上げ)については、この限りではありません。

2 当ホテルは、宿泊されるお客様が連絡なしにご宿泊当日の午後10時(あらかじめ予定期間を明示されている場合は、その時刻を2時間超過した時刻)になつてもご到着がないときは、宿泊予約が取消されたものとみなして処理することがございます。

3 前項の規定により取り消されたものとみなした場合、宿泊されるお客様が、連絡なしにご到着しなかったことが列車、航空機等公共交通機関の不着又は遅延、その他お客様の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の予約取消し手数料は、ただしません。

4 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合に宿泊予約を取消すことがあります。

- (1)第2条第1項第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2)第3条第1項第1号の事項の明告をお願いした場合、期限までにこれらの事項が明告されないとき。
- (3)第4条第1項の予約金のお支払いをご請求した場合、期限までお支払いがないとき。

5 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を取消したときは、その予約について預貰した予約金があれども返し致します。

### 第6条 (宿泊の登録)

宿泊されるお客様は、ご宿泊当日ホテルの際フロントオフィスで次の事項を登録していただきます。

- (1)第3条第1項第1号の事項
- (2)外国人の場合は、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3)出発日及び時刻
- (4)その他当ホテルが必要と認めた事項

### 第7条 (料金のお支払い)

料金のお支払いは、チェックインの際前金にて当ホテルのフロント会計係でお願いいたします。

2 宿泊されるお客様が宿泊のご登録後、任意にお泊りにならなかつた場合でも、宿泊料金が頂戴いたします。

### 第8条 (利用規則の厳守)

宿泊されるお客様は、当ホテルが定めたホテルご利用についての定めに従つていただきます。

### 第9条 (宿泊継続の拒絶)

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中でも、次の場合にはご宿泊の継続をお断りすることがございます。

- (1)第2条第1項第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2)前条のご利用についての定めに従われないとき。

### 第10条 (宿泊の責任)

お客様の宿泊に関する当ホテルの責任は、お客様が当ホテルのフロントオフィスで宿泊のご登録をなさった時、又は部屋ご入りになった時のうちいずれか早い時ご始まり、お客様がご出発の為お部屋をあけられた時に終ります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由によって、宿泊されるお客様ご部屋の提供ができなくなつたときは、火災、その他の理由により困難な場合を除き、そのお客様に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をご斡旋いたします。この場合には、客室のご提供が継続できなくなつた日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金が頂戴いたします。

### 予約取消し手数料申し受け規定

#### 団体客

イ、宿泊日9日前から2日前までの取消し

宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%

ロ、宿泊日前日の取消し

宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%

ハ、宿泊当日の取消し

宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%